

『日本における休眠口座基金の創設プランの策定』
補足資料 3月8日版

2011年3月

NPO法人フローレンス 駒崎弘樹
プロボノ リサーチチーム

1. 遺産相続時の預金口座の解約手続き方法

- 遺産相続で、預金口座の預金を相続する場合、相続人は口座のある銀行に赴いて解約手続きを実施する。
- 解約に必要な書類は、「故人の戸籍」「相続人の戸籍」「相続人の印鑑証明」「銀行所定の手続き書類」などで、すべての書類を整えて手続きが実行されるまでには、通常1カ月程度要する。

【所要期間】
通常1カ月程度

相続人

事前に下記を準備する。

- ・亡くなった人の出生から死亡までの間の連続したすべての戸籍（通常5～6通）
- ・相続人の戸籍
- ・相続人の印鑑証明
- ・各銀行所定の手続き書類（印鑑証明に登録した印鑑が捺印されている必要がある）
- ・（必要であれば）遺産分割協議書



手続きは相続人が相続人の代理人、遺言執行者など手続きを行える人が実施
その際、故人との関係を証明できる戸籍が書類として必要

銀行

- ・死亡の事実の通知を受けて亡くなった人の個人情報などから口座の有無を検索
- ・口座を凍結する
- ・解約手続きを実施する

※通常の所要時間・期間などは以下の通り

- ・一連の手続き（窓口）：2～3時間
- ・解約金振込みまで：1～2週間程度
- ・手続き完了までの銀行訪問回数：2～3回程度

2. 遺産相続時に預金口座の解約を諦める理由(＝休眠口座になる理由)

- 預金口座の預金の相続を諦める最多の理由として、手続きの煩雑さに見合う残高ではないことが挙げられる。
- 例えば、転居によってかつて口座を作った銀行が遠隔地になってしまった場合など、必要な交通費より残高が下回る場合は諦めるケースが頻発する。

頻発するケース(頻発順)

①残高が小額にもかかわらず手続きが煩雑

「手続きが煩雑」と感じてしまう理由(代表例)

- ▶ 引越しや転勤、海外転居などで預金口座のある銀行が遠隔地にある → 銀行までの往復の交通費 > 預金口座の残高 の場合諦めてしまう
- ▶ 口座解約時に印鑑証明の提出をお願いする親族・親戚の人数が多い → 各人の自宅への往復の交通費 > 預金口座の残高 の場合諦めてしまう

【参考】

親族27名分の印鑑証明を集めたケース: 相続手続支援センターによるサポート受けながら半年かけて引き出し完了。
親族47名分の印鑑証明を集めたケース: 相続手続支援センターによるサポート受けながら2年半かけて引き出し完了

②遺産分割でもめている

③預金口座の存在を知らない／忘れている

時々発生するケース

④相続人がいない時

例: 一人っ子の人の場合

- ・一人っ子の人が結婚せず子どももないまま亡くなった場合、その財産は国庫に帰属することになる。国庫への移管は誰かが手続きしなければならないため、生前に遺言書などで財産の処理方法を書いておくのがベターだが、実際には書かずに亡くなる方が多い。

⑤外国籍の人が日本滞在中に作った口座